

**副本**

平成19年(行ウ)第648号ほか 開発行為許可処分差止等請求事件

原告 橋 充自 ほか

被告 渋谷区 外1名

準備書面(10)

平成22年2月3日

東京地方裁判所民事第38部合A1係 御中

被告渋谷区指定代理人

河 合 由紀男



同

小 川 賢 一



同

小 池 浩三郎



同

藤 本 嘉 宏



同

松 嶋 範 行



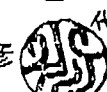
同

神 田 真理子



同

木 下 毅 彦



同

吉 澤 卓 哉



同

柴 田 寧 彦



渋谷区長と羽澤ガーデンの文化財と景観を守る会と

の面会及びその後の状況について

## 1 渋谷区長と羽澤ガーデンの文化財と景観を守る会との面会

渋谷区長は、羽澤ガーデンの文化財と景観を守る会（以下「守る会」という。）の要請を受け、平成21年11月18日16時30分から、守る会代表（14名）と渋谷区役所において面会した。

面会において、守る会は、建物を文化財として保存するよう求めたが、区長は、区としてその意思がないことを説明した。

また、守る会から区長に対して、建物がどんな状況なのか守る会に見せるよう事業者側を行政指導して欲しい旨の依頼があったので、区長は、確約はできないがあたってみる旨回答した。

## 2 その後の状況

- (1) 平成21年11月19日、事業者側の代理人であるメイズ・プランの社員が渋谷区役所に来庁したため、都市整備部都市計画課長から、守る会による現地建物の見学について配慮して欲しい旨要請した。
- (2) 同年12月7日、事業者側の日山社長が渋谷区役所に来庁したため、都市整備部長が、再度、守る会による現地建物の見学について配慮して欲しい旨の要請を行ったところ、日山社長は、弁護士と相談して回答する旨述べた。
- (3) 平成22年1月5日、事業者側三菱地所パートナー事業部の社員が渋谷区役所に来庁し、対応した都市計画課長に対して、事業者としては「訴訟中につき、応じられない。」との回答を行った。
- (4) 同年同月19日、都市計画課長は、三菱地所パートナー事業部に電話し、担当社員に対して、守る会による現地建物の見学について再考する余地はないのか尋ねたところ、担当社員は、前述の回答に変更はない旨答えた。
- (5) 同年同月20日、都市計画課長は、守る会事務局の斉藤弁護士に電話し、上記の事業者側の回答について伝えた。